2　前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定による不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算、対象資産の種類その他財務省令で定める事項を記載した明細書及び債務処理計画に関する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項の規定の適用を受けた個人が対象資産について行うべき所得税法第四十九条第一項に規定する償却費の計算、その者が対象資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算その他対象資産に係る同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の四第一項中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を、「他人」の下に「（当該個人が非居住者である場合の同号に規定する事業場等を含む。）」を加え、「、所得税法」を「、同法」に改め、同条第五項第二号中「所得税法」の下に「第四十四条の二第二項及び」を加え、同項第三号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改め、同条第六項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第二十九条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第三十一条第一項中「所得税法第三十三条第一項に規定する」を削り、「他人」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を、「定めるもの」の下に「（第三十三条から第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。）」を加え、同条第三項第四号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同条第二項第九号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二十四条第一項の請求に基づく同法第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第百十三条に規定する認定買受計画に、同法第百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンション（良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものに限る。）に関する事項、当該土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施設に関する事項その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。以下この号において同じ。）を実施する者に対する土地等の譲渡又は当該マンション敷地売却事業に係る同法第百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づく当該マンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション敷地売却事業の用に供されるもの

第三十一条の二第二項第十号中「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「前号まで」を「第九号まで、前号」に改め、同条第三項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

第三十三条第三項第一号中「所得税法第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（以下第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。）」を「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」に改める。

第三十三条の三第一項中「（平成十年法律第九十二号）」を削り、同条第六項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改め、同条第七項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十三条の六第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十四条第二項第四号中「又は独立行政法人国立科学博物館」を「、独立行政法人国立科学博物館又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもののうち政令で定めるものに限る。）」に改める。

第三十四条の二第二項第八号中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第十号中「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、「規定する都市再生整備計画」の下に「又は同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画」を、「当該都市再生整備計画」の下に「又は立地適正化計画」を加え、同項第十三号ロ中「第四十一条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同項第二十二号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）に該当する決議要除却認定マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションをいう。以下この号において同じ。）の敷地の用に供されている土地等につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第百十三条に規定する認定買受計画に、決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同項第一号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が実施された場合において、当該土地等に係る同法第百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づき同法第百五十一条の規定による同法第百四十二条第一項第三号の分配金を取得するとき又は当該土地等が同法第百二十四条第一項の請求により買い取られたとき。

第三十四条の二第二項第二十五号中「第十三条の二第二項」を「第十六条第二項」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（」を「農地利用集積円滑化団体等（」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が」を「農地利用集積円滑化団体等が、」に、「又は一般財団法人」を「若しくは一般財団法人である同法第十五条第二項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構」に改め、同条第三項中「又は第二十二号」を「、第二十二号又は第二十二号の二」に改める。

第三十六条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に、「一億五千万円」を「一億円」に改め、同条第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「一億五千万円」を「一億円」に改める。

第三十六条の五中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日）」に、「又は交換」を「、交換又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「及び第九号」を「、第三号及び第九号」に改め、同項の表の第一号の上欄中「取得が」を「取得を」に改め、同号の下欄を次のように改める。